

協議第12号

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会検討報告書について

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会における検討結果を別冊のとおり確認する。

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

# 検討報告書

平成 15 年 11 月 27 日

# 目 次

はじめに	1
第1 3町村の現状と歴史	
1 3町村の現状	2
2 3町村の歴史	3
第2 協議経過	
1 任意合併協議会における協議経過	4
第3 協議結果	
1 協議項目の調整方針	5
2 住民負担とサービスの取扱い	10
3 合併の意義	13
4 新町の将来像と方向性	23
5 国・道からの財政支援	25
第4 住民の意向把握	
1 住民説明会、関係団体との意見交換及び出前講座での意見、質問等	27
むすび	30
<b>【参考資料】</b>	
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約	31
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会委員名簿	33
財政シミュレーション資料	34

# はじめに

21世紀を迎えて地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化の急速な進行や高度情報化の進展、また、地球的規模での環境問題など大きく変わってきています。住民生活に最も身近な基礎的自治体である市町村には、こうした環境の変化や地域の政策課題に対応し、住民福祉の維持・向上を図るという重要な役割が期待されています。

我が国の財政は、長引く景気の低迷により、国と地方を合わせた長期債務残高が平成15年度末には686兆円、そのうち地方の借入金残高が199兆円に達するものと見込まれ、国・地方を通じて極めて厳しい状況にあります。

現在、多くの地方自治体は、国からの地方交付税や補助金に依存し、また、地方債の発行などで財政運営を維持していますが、こうした状況を続けることはもはや困難な状態になりつつあり、将来においては行政サービスの質・量の低下を招く恐れがあると言われてしています。

特に、人口規模の小さい市町村では、急速な人口減少や少子・高齢化が進む傾向にあり、日常生活圏の拡大とも相まって、住民の多様なニーズに的確に対応し住民福祉の充実を図るうえで難しい局面を迎えることが予想されています。

こうしたことから、国は、基礎的自治体である市町村の行政サービスを維持・向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、「市町村の合併の特例に関する法律」を一部改正し、平成17年3月31日を期限とする各種支援措置を打ち出して市町村合併を進めています。

道においては、平成12年9月に「市町村合併推進要綱」を策定し、93通りの合併パターンを示すとともに、合併に向けて取り組みを進めている地域を対象に、合併準備の費用に対する補助や法定合併協議会への委員や事務局職員の派遣などの措置を講ずることとして、市町村の自主的な合併を積極的に支援することとしています。

市町村合併問題は、地方自治体にとって、将来の自治体運営や住民に対する行政の責任などを考えたとき避けて通ることの出来ない課題であり、真剣に検討しなければならないものといえます。

幕別町、更別村及び忠類村は、過去の生い立ちこそ異なるものの、いずれも基幹産業の農業を基盤とした産業の振興や福祉施策の充実、都市と農村の共生など、地域の均衡ある発展を目指してまちづくりを進めてきました。

このように、まちづくりに対する思いを同じくする3町村が、今後予想される厳しい財政状況を乗り切り、安心して将来を担う子供たちに託すことのできるまちづくりを目指し、協議の場を設けることとなりました。

平成15年8月21日に幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会が設置され、新しいまちの将来像や住民と深く係わりのある負担やサービスの方向性をはじめ、合併の効果、懸念される課題などについて、5回にわたって協議を行い、その協議結果を要約した『これからの「まち」づくり』を全戸に配布のうえ、住民説明会、関係団体との意見交換等を開催しました。

本任意協議会としては、住民説明会などにおける住民の意向を踏まえ、この検討報告書をもって、今後3町村が歩むべき道を記すものとします。

# 第 1 3 町村の現状と歴史

## 1 3 町村の現状

### 幕別町

面積 340.46 k m<sup>2</sup>  
人口 24,276人 15歳未満 3,970人 15～64歳 15,785人 65歳以上 4,498人 不詳 23人  
世帯 8,660世帯  
農業 農家戸数 636戸 1戸当り平均耕地面積 23.06ha  
生産額 173億円 1戸当り農業生産所得 10,492千円  
商業 商店数 224件 販売額 334億円  
工業 事業所 40件 出荷額 175億円  
都市基盤 道路舗装率 55.7% 上水道普及率 86.1% 下水道普及率 84.6% 公営住宅等 715戸  
教育関連施設 保育所13力所 512人 幼稚園 2力所 283人 小学校 9校 76学級 1,621人  
中学校 4校 36学級 879人 高等学校 2校 684人  
職員数 239人 うち普通会計職員 218人 企業会計職員 21人

### 更別村

面積 176.45 k m<sup>2</sup>  
人口 3,291人 15歳未満 597人 15～64歳1,978人 65歳以上 716人  
世帯 1,093世帯  
農業 農家戸数 263戸 1戸当り平均耕地面積 39.05ha  
生産額 94億円 1戸当り農業生産所得 13,536千円  
商業 商店数 43件 販売額 36億円  
工業 事業所 3件 出荷額 -  
都市基盤 道路舗装率 38.2% 上水道普及率 93.2% 下水道普及率 48.2% 公営住宅等 314戸  
教育関連施設 保育所 - 幼稚園 2力所 115人 小学校 2校 13学級 236人  
中学校 1校 5学級 124人 高等学校 1校 204人  
職員数 101人 うち普通会計職員 81人 企業会計職員 20人

### 忠類村

面積 137.54 k m<sup>2</sup>  
人口 1,804人 15歳未満 230人 15～64歳1,120人 65歳以上 454人  
世帯 682世帯  
農業 農家戸数 116戸 1戸当り平均耕地面積 35.77ha  
生産額 37億円 1戸当り農業生産所得 10,328千円  
商業 商店数 25件 販売額 18億円  
工業 事業所 1件 出荷額 -  
都市基盤 道路舗装率 47.4% 上水道普及率 67.4% 下水道普及率 66.6% 公営住宅等 210戸  
教育関連施設 保育所 1力所 57人 幼稚園 - 小学校 1校 6学級 86人  
中学校 1校 4学級 48人 高等学校 -  
職員数 58人 うち一般会計職員 57人 企業会計職員 1人

人口、面積、世帯数は平成12年国勢調査 農業データは2000年農林業センサス、平成13年北海道農林水産省統計年報 商工業データは平成14年商業統計調査、平成13年工業統計調査 都市基盤データは平成14年度市町村公共施設状況調査 教育関連施設データは平成14年市町村公共施設状況調査、平成15年学校基本調査  
職員数は平成15年4月1日現在

## 2 3 町村の歴史

### 幕別町

明治13年、十勝外4郡戸長役場が大津村に設けられ、幕別地方はその所管となる。同15年宮城県人細谷十太夫が止若に居住したのが和人入地の始まり。その後、富山、徳島、岡山の各県から団体移住をする者が多くなり、同30年6月には大津村戸長役場の所管を離れ、幕別外六カ村戸長役場が猿別に設けられた。この年が幕別町の開基1年目。同38年の鉄道開通に伴い町の中心が現在の幕別市街に移動した。昭和21年町制が施行され、翌年池田より新川地区を編入、勢雄、弘和の一部を更別村に分村し、現在の行政面積になった。

### 更別村

明治38年、猿別川流域に山田嘉一郎が入植したのが開拓の始まり。その後、大正6年に島根団体の入植を始めとして愛媛、山形、青森の各団体の入植があって開拓が進んだ。昭和5年には国鉄広尾線が開通し、人口も急激に増加、現在の本村の基礎が定まった。開拓当時は幕別村に属していたが、更別原野の開発が進んで、交通、経済、行政などの利便を図るため、大正15年4月に河西郡大正村（現帯広市大正町）に行政区画が変更され編入された。その後人口も増加し、行政における不利不便もあって、昭和22年9月大正村より分離、村政を施行した。さらに同23年に幕別村より勢雄、弘和（現協和）地区が編入合併され、現在に至る。

### 忠類村

明治27年、群馬県人岡田新三郎が丸山南麓に単身入地、開拓が始まる。同30年1月十勝支庁の管轄と同時に、広尾郡を管轄する当縁村役場が大樹市街に置かれた。同39年4月に2級町村制施行で当縁村の廃止、大字茂寄村、歴舟村、大樹村を併合して茂寄村と改称、現在の広尾町に村役場を設置。大正15年に広尾村と改称し、昭和3年10月広尾村から分村して大樹村が誕生。同24年8月20日に大樹村から分村し、現在の忠類村となった。

## 第2 協議経過

### 1 任意合併協議会における協議経過

- 第1回任意合併協議会 H15.8.21 幕別町役場5階委員会室  
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約  
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会議運営規程  
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会委員の報酬及び旅費等に関する規程  
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程  
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事務局規程  
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会財務規程  
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画  
平成15年度幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会歳入歳出予算  
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会における協議の進め方
- 第2回任意合併協議会 H15.9.5 更別村役場3階大会議室  
協議項目の調整に関する基本方針  
協議項目の調整方針（25項目）  
新町の将来像・方向性の策定方針
- 第3回任意合併協議会 H15.9.24 忠類村ふれあいセンター福寿  
協議項目の調整方針（2項目）  
3町村の合併の意義  
新町の将来像と方向性  
国・道からの財政支援
- 第4回任意合併協議会 H15.10.20 幕別町百年記念ホール講堂  
住民の意向把握  
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画の変更
- 第5回任意合併協議会 H15.11.27 更別村社会福祉センター大ホール  
地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組み  
住民の意向把握  
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会検討報告書  
国・道からの財政支援等の検証  
法定合併協議会設置準備

## 第3 協議結果

任意合併協議会では、3町村の合併に関して住民の皆さんに判断していただく材料として、協議項目の調整方針、住民負担とサービスの取扱い、合併の意義、新町の将来像と方向性、国・道からの財政支援などについて協議しました。

### 1 協議項目の調整方針

合併の方式、合併の期日、新町の名称など合併協定項目となる項目のうち特に重要な17項目について、調整方針を定めました。

#### 【合併の方式】

合併の方式については、新設合併と編入合併の2つがあります。新設合併は、旧町村を廃してその区域に新しい町村をつくるものであり、編入合併は、ある町村の区域に他の町村の区域が加わるものです。

任意合併協議会では、

3町村が対等の立場で、それぞれの持っている地域特性を生かし、相互に機能の連携・補完を果たすことにより、新町の均衡ある発展を目指すため、新設(対等)合併を基本とします。

と決定しました。

#### 【合併の期日】

合併特例法においては、新町として施行する日が、平成17年3月31日までの場合について、財政支援を始めとする様々な特例の適用が認められています。しかし、現在、国においては、合併特例法の適用期限を「平成17年3月31日までに知事に対して合併申請を終えた場合」に改正する動きがあります。

任意合併協議会では、

合併特例法に基づく財政支援等の特例をまちづくりに生かしていくため、法適用期限である平成17年3月末の合併を目指します。ただし、今後、法改正等による適用期限の延長がある場合には、その期限内での合併を目指すこととします。

と決定しました。

#### 【新町の名称】

新設合併の場合、旧町村が全て廃止されるため、新町の名称を決める必要があり、先進事例では「公募方式」、「アンケート方式」、「小委員会方式」、「各市町村持ち寄り方式」の4つの方法及びこれらを組み合わせた方法などにより決定されています。

任意合併協議会では、

法定合併協議会移行後、一般公募により意見を募り、新町にふさわしい名称を決定します。

と決定しました。

#### 【新町の事務所の位置】【支所、出張所の位置】

事務所の位置については、住民の利便性、交通事情等に配慮する必要がありますが、事務所の建設を行わず、3町村の既存の役場庁舎を本庁舎又は支所のいずれかの用途として利用することを前提として協議が行われました。

任意合併協議会では、

幕別町役場の現庁舎を本庁舎とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所的な組織とすることとして、法定合併協議会で検討します。

と決定しました。

#### 【財産の取扱い】

財産とは、公有財産、物品、債権及び基金の4種類をさしますが、協議会では、地方債、債務負担行為等の債務、いわゆる負の財産も含めて検討しました。

任意合併協議会では、

3町村の財産、債務は、すべて新町に引き継ぐものとします。

と決定しました。

#### 【地域審議会の設置】

合併特例法において、新町の均衡ある発展及び地域の実情に即した施策の展開のために、旧町村の区域ごとに地域審議会（合併市町村の新町建設計画や施策に関して合併市町村の長からの諮問を受け、又は必要に応じて長に対して意見を述べることのできる附属機関）を設置することができることとなっています。

任意合併協議会では、

合併特例法に基づく地域審議会を必要に応じて旧町村を単位として設置します。

と決定しました。

#### 【公共的団体の取扱い】

公共的団体とは、各種産業経済団体や厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会など、公共的な活動を営むものすべてを含みます。地方自治法の規定により、町村長は、公共的団体の活動の総合調整を図るため指揮監督ができることとされており、新町としての一体感を醸成する上からも、統合されることが理想的です。

任意合併協議会では、

団体の意向を踏まえ、統合するよう調整に努めます。

と決定しました。

### 【議会議員の定数、任期及び報酬の取扱い】

新設合併の場合、合併前の議員は身分を失うのが原則です。しかし、合併特例法においては、合併前の住民意見を合併後の行政に反映させるため、合併後一定の期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が定められています。

任意合併協議会では、

定数、任期については、合併特例法による特例を含め次の三通りの選択肢があります。

「特例」を適用しないで、新町設置時に法定数内で設置選挙を行う。

新町設置時に、「定数特例（法第91条の規定による定数の2倍以内）」により52名以内の定数で設置選挙を実施、4年後に法定数の26名以内による一般選挙を行う。

新町設置時に、「在任特例（選挙なし）」による合併前の町村議員全員が合併後2年以内に法定数による一般選挙を行う。

また、報酬については、3町村の報酬額及び同規模自治体の報酬額を基本に調整するものとし、それぞれ法定合併協議会において検討を進めます。

と決定しました。

### 【一般職の職員の身分の取扱い】

新設合併の場合、町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は失職になるところですが、合併特例法により「引き続き新町の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められています。

任意合併協議会では、

3町村の職員はすべて新町の職員として引き継ぐものとします。

新町の職員数については、当面は現行の3町村の条例定数をもって、新町の条例定数とします。ただし、新町において速やかに定員適正化計画を定め、定員管理の適正化に努めます。

職制及び給与については、人事管理及び職員処遇の適正化の観点から、調整し統一を図ります。なお、現職員については合併後速やかに給与の格差是正を行うことが必要と考えられます。

と決定しました。

### 【特別職の身分の取扱い】

新設合併の場合、首長はじめ特別職は全員失職することとなっています。

任意合併協議会では、

町長は新町の発足後50日以内に選挙を行い、助役・収入役については新町長が議会の同意を得て選任し、教育長は、新町長が議会の同意を得て教育委員として任命したのち、新町の教育委員会が任命します。

給与については、同規模自治体の給与額を参考にして、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

#### 【補助金等の取扱い】

関係団体に交付している補助金等は、合併に際して制度の調整が必要になります。新町の振興にどのように役立つかを明確にし、財政状況を配慮しつつ、取扱いを検討することが必要です。

任意合併協議会では、

補助金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性等の観点から、そのあり方について、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

#### 【一部事務組合等の取扱い】

一部事務組合等については、旧町村が廃止されるため、合併の前日をもって脱退することとなり、新町でのあり方を協議・検討する必要があります。

任意合併協議会では、

一部事務組合等については、事務の共同処理及び機関の共同設置のあり方について、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

#### 【地方税】

町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税については、3町村とも同じ税率を用いていますが、入湯税については差異があります。

任意合併協議会においては、

市町村民税、固定資産税などは税目及び税率が3町村同一であるため、現行のとおり継続します。ただし、入湯税については、税率・免除規定に差異があるため法定合併協議会において、調整の必要があります。

と決定しました。

#### 【各種証明書手数料】

合併前の町村間で、住民票や印鑑登録などの証明書手数料が違う場合においては、その取扱いについて調整を図ることが必要となってきます。

任意合併協議会では、

合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

#### 【国民健康保険税】

国民健康保険税は、国民健康保険に係る費用に充てるため課する目的税で、保険事業に必要な費用総額から補助金等を差し引いた残りを被保険者が税として負担しているものです。国民健康保険税についても不均一課税を適用することができますが、当該制度の趣旨から、できるだけ早く統一することが必要です。

任意合併協議会では、

各町村の保険税については、地域事情により算定基礎に差異が見られるため、合併後に医療費の動向を勘案しながら、一元化するものとしませんが、差異が大きいことから合併特例法で認められている5年以内を不均一課税とし、段階的に差異を縮小する方向で、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

#### 【介護保険料】

第1号被保険者、つまり、65歳以上の方に係る保険料率に差異があります。合併前の町村間における保険料率の格差について、負担の公平の観点から調整が必要ですが、現行保険料率は、平成15年度から平成17年度までの3年間適用されることとなっています。

任意合併協議会では、

第1号被保険者保険料については、合併年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から新町の介護保険事業計画により算定した保険料率に統一します。

と決定しました。

## 2 住民負担とサービスの取扱い

住民負担とサービスについては、住民の皆さんが最も関心の高い項目であると同時に、合併の是非を判断する上からも重要であると考えられます。

そこで、住民生活に特に関わりの深い10項目について、従来からの経緯・実情を考慮し、公平性の確保及び受益と負担の適正化の観点から、調整方針を定めました。

### 【老人医療】【母子医療】【乳幼児医療】

老人医療のサービス状況については、3町村とも同一の内容となっておりますが、母子医療のサービス状況及び乳幼児医療のサービス状況については、3町村に差異があります。

任意合併協議会では、

老人医療は、

3町村とも国の老人保健制度並びに北海道医療給付制度に基づき実施しており、合併後も現行どおり継続します。

母子医療は、

3町村とも北海道医療給付制度に基づき実施していますが、初診時一部負担金の上乗せ助成で差異が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

乳幼児医療は、

3町村とも北海道医療給付制度に基づき実施していますが、助成率等で差異が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

### 【各種健康診断と自己負担】

人間ドック、胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診、脳ドック、骨粗検診等について、3町村で差異があります。

任意合併協議会では、

サービス内容・利用対象者の差異及び負担の格差が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

### 【福祉サービスと自己負担】

障害者福祉、高齢者福祉、介護保険対象外サービスなどについて、3町村のサービス状況に差異があります。

任意合併協議会では、

サービス内容・利用対象者の差異及び負担の格差が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

### 【保育所と幼稚園】

保育所の保育料及び幼稚園の入園料について、幕別町は通常の保育料、入園料で、更別村及び忠類村は、認可保育所がないため、広域入所により他の市町村の保育所に入所した場合の保育料と比較しましたが、3町村で差異がみられます。

任意合併協議会では、

保育所については、合併時に施設区分ごとに保育料を一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

幼稚園については、合併時に授業料（保育料）を一元化する方向で法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

### 【給食費】

給食費については、1食当たり、小学校で194円～200円、中学校で235円～240円と5～6円の差があります。

任意合併協議会では、

3町村とも独自に給食センターを設置し小中学生を対象に給食を行っています。が、負担額に大きな格差がないため、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

### 【ごみ収集と収集料金】

家庭系ごみの収集回数と収集料金等について、収集回数、料金、処理施設がそれぞれ異なっております。

任意合併協議会では、

収集回数については、収集の実態を考慮し、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

収集料金については、有料化がごみの減量に効果を上げている事例もみられ、費用負担と減量化への住民理解と協力を求め、合併後速やかに一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

収集体制・処理施設については、一部事務組合の構成も含めて、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

### 【除雪体制】

除雪体制については、出勤基準に差異がみられます。

任意合併協議会では、

合併時に除雪基準を一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

【上・下水道料金】

上・下水道料金について、 $20\text{m}^3$ をモデルに比較すると5,790円～6,940円と差異がみられます。

任意合併協議会では、

上・下水道料金については、合併後5年以内で段階的に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。

と決定しました。

### 3 合併の意義

#### (1) 社会潮流からみた合併の必要性

21世紀初頭を迎え、社会・経済情勢は大きくかつ目まぐるしく変化しています。幕別町、更別村、忠類村（以下「3町村」という。）の合併を検討していくにあたっては、全道的、全国的な視点から、私たちを取り巻く大きな時代の流れを踏まえることが大切です。検討を進める上で、市町村合併をめぐる代表的な社会潮流をまとめると、以下のとおりとなります。

##### 地方分権の進展に伴う必要性

地方分権一括法が平成12年4月に施行され、地方自治体は住民参画を基本に自己決定・自己責任が求められるようになりました。

また、地方自治体においては、政策を自ら立案し、それを議会や住民に分かりやすく説明し、理解を得て自ら実行する行政能力が必要となります。

このような中で、地方自治体の能力の違いが、行政サービスの差や地域の活力などに影響することが予想され、地方分権に対応できる地方自治体をつくることが求められています。

##### 少子・高齢化の進展に伴う必要性

少子化によって、6割を超える市町村において人口が減少しており、2007年以降は全国の人口が減少するといわれています。

一方、高齢化は急速に進んでおり、65歳以上人口の割合（高齢化率）が30%を超える市町村は、現在の1割程度から2025年には約6割になるという見通しもあります。

少子化による年少人口（0～14歳）と、生産年齢人口（15～64歳）の減少は経済にマイナスの影響を与え、高齢化の進行は、医療、福祉等の社会保障関連経費の増大を引き起こすと言われ、財政事情はますます厳しくなると考えられます。このような中、市町村合併によって、限られた財源の中で、住民に対するサービスを効率よく提供できるように取り組んでいくとともに、人的資源の確保を進めていくことが求められます。

##### 効率のよい行財政運営を進めるために求められる必要性

平成15年度末の国と地方を合わせた借金は、686兆円程度、うち地方分は199兆円程度が見込まれており、わが国の財政は極めて厳しい状況にあります。

こうした中で、地方交付税制度の見直し等も進められており、財政力のない地方自治体においては、基幹的な行政サービスに支障をきたすようになることも考えられます。市町村合併によって、行財政基盤の強化を図るとともに、効率的な行財政運営を進めていくことが求められています。

#### (2) 地域特性からみた合併の必要性

社会潮流からみた合併の必要性と連動して、3町村の地域特性を踏まえた合

併の必要性をまとめると、以下のとおりとなります。

#### 日常生活圏の拡大からみた必要性

広域的な道路・交通網の整備や車社会の一層の進展、情報通信網の発達、生活様式の多様化等を背景に、住民の日常生活の範囲は、住んでいる町村の行政区域を越えてますます広がっています。3町村においても、住んでいる町村以外の市町村への通勤や通学、買物、通院などが多くみられます。

このような日常生活圏の拡大に伴い、行政課題も多様化、広域化の傾向を一層強めており、単独の町村では効果的な対応が困難な課題や、広域的な整合性が必要な課題が今後ますます増えていくことが見込まれます。特に、土地利用をはじめ、都市計画や道路・交通網の整備等の生活基盤整備、産業の振興など、地域一体となった総合的な取り組みが必要な分野については、より一層広域的な視点に立った施策展開を進めていく必要があります。

#### 豊かで魅力あるまちづくりを進めるための必要性

更別村、忠類村は、耕地面積が行政面積全体に占める割合がそれぞれ約7割、約4割を占める純農村地帯として農業を基幹産業としています。

幕別町は、商・工業施設が集積するなど都市機能を有しているものの、耕地面積が行政面積全体の約4割を占め、農業が基幹産業の一つに位置づけられています。

3町村ともに共通する基幹産業を有する中で、これまでに培った技術や資源の共有化・一体化並びに地域ブランドの確立等により、北海道を代表する食糧基地としての位置づけがさらに強固なものとなります。

また、各種観光資源のネットワーク化による魅力の向上、林業・漁業（内水面）などの事業者間連携等による産業の振興も期待できます。

さらに、特色ある歴史、文化、芸能などの情報発信により都市と農村の共生・交流が期待できます。

このように、3町村が合併し、それぞれの多面的な機能の連携・強化によって、より豊かで魅力あるまちづくりを進める必要があります。

#### 少子・高齢化の進展に対応するための必要性

わが国では、平均寿命の伸長に伴い、これまでの予想を上回る速度で高齢化が進行しているほか、出生率の一層の低下により少子化も急速に進んでおり、本格的な少子・高齢化社会が到来しつつあります。

少子・高齢化の進展による合併の必要性は、3町村においても例外ではなく、平成12年の国勢調査による65歳以上人口の割合（高齢化率）は、幕別町18.53%、更別村21.76%、忠類村25.17%で3町村全体では19.30%となっており、全道平均(18.2%)、全国平均(17.3%)を上回っているほか、若者の地域外への流出や出生率の低下により、子どもの数も予想以上に減少しており、今後も高齢化が進むものと思われれます。

このような中で、高齢化に対応したまちづくりが求められており、サービ

スの提供体制、専門的な人材の確保、介護等に係る人的資源の確保などが必要となります。

### 平成 12 年 国 勢 調 査 人 口

(単位 人、(％))

年 齢	幕別町	更別村	忠類村	計
15 歳 未 満	3,970(16.35)	597(18.14)	230(12.75)	4,797(16.33)
15 ~ 64 歳	15,785(65.02)	1,978(60.10)	1,120(62.08)	18,883(64.29)
65 歳 以 上	4,498(18.53)	716(21.76)	454(25.17)	5,668(19.30)
不 詳	23( 0.10)			23( 0.08)
計	24,276	3,291	1,804	29,371

#### 行財政基盤の強化、人材の育成・確保を図るための必要性

国、地方ともに危機的な財政状況にあるなか、地方交付税制度の見直し等が行われています。特に段階補正の縮小による地方交付税の削減等がさらに進められた場合には、3町村とも、これまでのような行財政運営は困難となります。

また、地方分権の推進により、これまで以上に地方自治体の政策立案能力などが求められています。

このような中で、3町村が合併し、行財政基盤の強化と各自治体で進めていた事務の一体的実施による行財政運営の効率化とともに専門的分野に精通する人材の育成・確保を図り、住民サービスの向上を進める必要があります。

### (3) 合併の効果

#### 1) 行政能力の強化と行政サービスの向上

##### 総合行政の充実・強化

社会・経済情勢の目まぐるしい変化に伴い、3町村においても、保健・医療・福祉、環境、教育、情報化、国際化をはじめ、あらゆる分野において、これまでみられなかった新しい行政課題への対応が必要になりますが、合併することにより、専任組織や専門職員の増強など、より高度な組織・体制づくりが可能となり、政策立案能力が一層向上し、柔軟で横断的な総合的行政の展開や、各分野の事業を有機的に生かした新規事業の立案などが期待できます。

##### 行政組織の再編成

##### 専門職員の増強

3町村で大きな課題となっている少子・高齢化に対応した福祉サービスの充実、都市基盤の整備・充実や、情報化の推進など多様化するニーズに対応するために専門的職員を配置することが可能となります。

#### きめ細かいサービスの提供

合併により管理部門が集約化されることから、職員配置など組織編成にあたっては、相対的なサービス提供などを直接担当する部門等を手厚くすることで、きめ細かいサービス提供が可能となります。

#### 住民利便性の向上

合併により行政区域が拡大することから、3町村にある福祉施設等の選択肢の拡大などにより利便性が向上するとともに、図書館や文化・スポーツ施設をはじめとする公共施設についても、現在の町村の枠組みを越えて利用することが可能となります。

### 2) 広域的視点に立った一体的・効果的なまちづくりの推進

#### 総合的な産業振興施策の推進

基幹産業である農業及び商・工業をはじめ、林業、観光などの産業分野において、それぞれの町村がこれまで培ってきた技術や資源を共有化・一体化し、さらに高度化・規模拡大させることが可能になるほか、町村の枠組みを越えた生産基盤の配置及び整備充実、一体的な企業立地の促進、国・道・民間の大規模事業の誘致、新たな観光のゾーニングや観光資源のネットワーク化、新産業創出への一体的支援など、土地利用の見直し等に伴った新たなまちづくりの視点からの取り組みも可能となるなど、総合的な産業振興施策を打ち出すことができるようになります。

また、これに伴う多様な雇用の場の創出により、雇用環境の向上が図られ、持続的に発展可能な自立度の高い産業地域としての再構築につながることを期待されます。

一体的な生活・産業基盤の整備等による均衡のとれたまちづくりの推進  
土地利用をはじめ、道路・交通・情報通信網の整備など、生活・産業基盤分野において、より一層広域的な視点から施策が展開できるようになることから、道道・町道の整備、光ファイバー網など高度情報通信基盤や情報ネットワークの整備などが町村の枠を越えて一体的・効果的に実施あるいは促進できるようになり、活動範囲の拡大と円滑化が図られ均衡のとれたまちづくりが推進できます。

また、広域的視点から文化・スポーツ施設等の公共施設を効率的に整備・活用することができ、類似施設の重複が避けられるとともに、施設内容の充実も期待できます。

#### 住民参画・協働のまちづくりの促進

合併によって人口規模が大きくなることにより、より多数かつ多分野にわたる住民の参画・協働が可能となるほか、一体的な情報が提供できることから、住民が町村の範囲を越えてより多くの事業や行事等に参画・協働することができるようになります。

また、これまで各町村で活発な活動を行ってきた各種住民団体やボランティア、NPO法人などの連携・一体化・多様化等が進み、それぞれの活動の一層の活発化と内容充実、さらには従来みられなかった新たな活動の展開や新たな団体の組織化等が期待できます。

さらに、これらのことにより、3町村の大きな課題である少子・高齢化に対応した、助け合い支えあう地域福祉活動の充実も期待されます。

#### 地域のイメージアップ

合併により誕生する新町の情報を一体的・積極的に発信することによって、地域の「格」や知名度が向上し、イメージアップが図られ、地域間競争に強いまちになることが期待されます。

また、このことにより、若者定住や商業の活性化、企業等の充実・立地等が促進され、新たな地域の活力につながることも期待できます。

### 3) 財政基盤の強化

#### 財政規模の拡大と効率的な財政運営の推進

合併することにより、新町の財政規模が拡大し、財政基盤の強化につながるるとともに、合併に伴う行政組織・機構の再編整備や事務事業の見直し、広域的な視点からの重点的な投資などにより、従来よりも効率的な財政運営ができます。

#### 経費の節減と財政支援措置の活用

合併により、町村長などの特別職や議員、各種委員会や審議会の委員の数が減るとともに、職員については、総務、企画等管理部門の集約化が図られるなど、全体的に職員数を少なくすることができ、経費が大幅に節減できます。

また、合併町村には国や道からの財政支援措置があり、主なものとしては、建設事業に対する合併特例債や合併市町村補助金、合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置、さらには、合併後も10年間は合併前の町村ごとに普通交付税を算定する合併算定替の特例などがあり、これらを有効に活用することができます。

ただし、元利償還金の70%が普通交付税で措置される合併特例債は、基金造成に係る部分（15億6千万円）と建設事業に充当する部分（94億1千万円）とがありますが、基金造成に係る特例債については、30%を元利償還金に充当する財源として残して置くという考え方に立てば70%は有効に使えるため、限度額一杯に借りることが得策と考えられます。しかし、建設事業に充当する特例債は、借り過ぎると後年度の財政負担となるため、最低限の建設事業に充当するという考え方に立ち、決して、これを期待した無理な建設計画を建てないように留意する必要があります。

### 3 町村が合併しなかった場合の財政シミュレーション

#### 【幕別町】

(単位：千円)

区 分	14年度実績	17年度	22年度	27年度	32年度	
		推 計				
収 入	地 方 税	2,180,620	2,235,100	2,313,200	2,341,400	2,370,300
	地方交付税	5,670,578	5,143,700	4,879,500	4,665,100	4,569,900
	国道補助金	2,068,350	1,661,800	853,900	789,000	774,500
	地 方 債	1,355,900	1,412,500	531,800	531,800	531,800
	そ の 他	2,245,992	1,935,700	1,911,600	1,915,500	1,936,500
	計	13,521,440	12,388,800	10,490,000	10,242,800	10,183,000
支 出	人 件 費	2,033,470	2,047,900	2,073,000	1,927,800	1,821,300
	扶 助 費	434,254	554,500	582,800	643,400	710,400
	公 債 費	2,521,431	2,546,100	2,181,500	1,416,000	1,040,600
	投資的経費	3,493,747	2,740,500	1,555,600	1,554,000	1,435,900
	そ の 他	4,840,286	4,856,800	4,867,900	4,881,300	4,896,100
	計	13,323,188	12,745,800	11,260,800	10,422,500	9,904,300
収 支 差 引	198,252	357,000	770,800	179,700	278,700	
基金残高	3,290,431	2,488,631	672,969	2,607,269	2,332,469	

財政調整、減債、土地開発、備荒資金(超過)及び特定目的基金含む。

#### 【更別村】

(単位：千円)

区 分	14年度実績	17年度	22年度	27年度	32年度	
		推 計				
収 入	地 方 税	383,365	370,200	370,200	370,200	370,200
	地方交付税	2,261,242	2,047,800	1,682,000	1,493,900	1,368,700
	国道補助金	268,672	345,400	279,600	429,200	130,700
	地 方 債	854,000	246,300	113,700	60,500	140,600
	そ の 他	953,931	819,200	513,600	513,600	513,600
	計	4,721,210	3,828,900	2,959,100	2,867,400	2,523,800
支 出	人 件 費	762,768	795,000	795,600	702,500	743,500
	扶 助 費	45,108	105,800	105,800	105,800	105,800
	公 債 費	749,221	796,400	534,500	295,800	156,200
	投資的経費	1,547,927	589,900	371,000	776,900	455,000
	そ の 他	1,480,686	1,517,500	1,539,100	1,439,000	1,422,700
	計	4,585,710	3,804,600	3,346,000	3,320,000	2,883,200
収 支 差 引	135,500	24,300	386,900	452,600	359,400	
基金残高	3,562,539	3,121,430	1,664,893	234,642	1,877,677	

財政調整、減債、土地開発、備荒資金(超過)及び特定目的基金含む。

## 【忠類村】

(単位：千円)

区 分		14年度実績	17年度	22年度	27年度	32年度
			推 計			
収 入	地 方 税	144,814	146,600	149,600	142,900	136,400
	地方交付税	1,538,298	1,279,500	1,045,900	972,000	961,800
	国道補助金	291,675	149,000	149,000	149,000	149,000
	地 方 債	355,800	169,300	42,000	42,000	42,000
	そ の 他	588,815	331,500	310,300	253,500	258,200
	計	2,919,402	2,075,900	1,696,800	1,559,400	1,547,400
支 出	人 件 費	500,201	544,600	549,400	526,100	558,900
	扶 助 費	27,587	29,300	32,300	35,700	39,400
	公 債 費	471,930	403,100	281,800	241,300	133,500
	投資的経費	788,446	250,000	250,000	250,000	250,000
	そ の 他	1,125,099	931,100	917,300	911,800	922,300
	計	2,913,263	2,158,100	2,030,800	1,964,900	1,904,100
収 支 差 引		6,139	82,200	334,000	405,500	356,700
基 金 残 高		1,812,419	1,293,248	17,348	1,973,752	3,864,052

財政調整、減債、土地開発、備荒資金(超過)及び特定目的基金含む。

## 3町村が合併した場合の財政シミュレーション

(単位：千円)

区 分		14年度実績	17年度	22年度	27年度	32年度
			推 計			
収 入	地 方 税	2,708,799	2,751,900	2,833,000	2,854,500	2,876,900
	地方交付税	9,470,118	8,754,100	7,804,800	7,515,000	6,868,000
	国道補助金	2,628,697	1,901,900	1,505,500	1,490,100	1,350,500
	地 方 債	2,565,700	3,728,200	1,135,400	1,075,400	1,075,400
	そ の 他	3,788,738	2,810,200	2,746,000	2,703,100	2,718,800
	計	21,162,052	19,946,300	16,024,700	15,638,100	14,889,600
支 出	人 件 費	3,296,439	3,311,300	3,202,700	2,844,200	2,836,900
	扶 助 費	506,949	689,600	720,900	784,900	855,600
	公 債 費	3,742,582	3,761,000	3,066,900	2,135,500	1,736,600
	投資的経費	5,830,120	3,617,000	2,645,200	2,680,300	2,261,900
	そ の 他	7,446,071	8,785,000	7,071,900	7,014,700	7,079,200
	計	20,822,161	20,163,900	16,707,600	15,459,600	14,770,200
収 支 差 引		339,891	217,600	682,900	178,500	119,400
基 金 残 高		8,665,389	9,425,816	8,242,016	8,239,516	9,083,216

財政調整、減債、土地開発、備荒資金(超過)及び特定目的基金含む。

#### (4) 合併により懸念される事項

合併に対しては、様々な不安や懸念もみられるところですが、合併した場合の懸念事項とその対応方向について検討・整理すると、以下のとおりとなります。

##### 住民サービスの低下や負担の増大について

住民サービスが低下したり、費用負担が増大するのではないか？

現在、3町村では、様々な分野で各町村の特性に応じた異なる水準の住民サービスが行われていますが、合併によってこれらが見直され、これまでよりサービスが低下するのではないか、また費用負担が増大するのではないかという懸念があります。

これらサービスと負担の調整については、今後大きな課題になると思われ、基本的には、「サービスは高く、負担は低く」することが望まれますが、単純にサービスは高い方に、負担は低い方に合わせて一元化を図ると、財政面・人員面での行政負担が増大し、行財政運営に支障をきたすおそれもあり、すべてのサービスをこのような形で行うことは難しいと考えられます。

このため、住民に不公平感を与えないことや、新町としての健全な行財政運営、受益と負担との適正化などを総合的に勘案し、今後、合併後の住民サービスのあり方を住民とともに十分協議し、新たに定めていく必要があります。

##### 行政区域の拡大による住民意向反映の困難さへの懸念について

行政区域の拡大、議員数の減少により、地域住民の意見が反映されにくくなるのではないか？

3町村が合併すると、654.45平方キロメートルの広大な行政区域となり、人口も約3万人規模となること、また一方で議員の数が平成15年9月1日現在の44人から新町の法定数26人に減ることなどから、地域住民の意見が合併前より行政に反映されにくくなるのではないかという懸念があります。

これについては、今後、地域住民の意見を十分踏まえながら、新町建設計画を策定していくとともに、地域住民の意見をまちづくりに反映させるための「地域審議会」(合併後も地域の声を施策に反映させるため、合併前の旧町村単位として設置し、当該区域の地域振興などに関し、合併後の町長の諮問に応じて審議するとともに、必要に応じて意見を述べることができる組織)の設置や町政モニター制度の整備等について検討するなど、地域住民の意見を十分に反映させる様々な仕組みづくりが必要となります。

また、合併を契機に、一体的な情報ネットワークの整備とも連動しながら、

広報・広聴機能の一層の強化を図る必要があります。

基盤整備や施設整備における格差発生への懸念について

一部の地域だけが発展し、その他の地域がさびれてしまうのではないかと？

3町村が合併すると、総合的なまちづくりの視点から、類似施設を重複して整備することがなくなり、重点的な投資や一体的な整備がしやすくなりますが、一方で、公共投資が一部の地域に集中し、その他の地域は従来よりも投資が少なくなり、さびれてしまうのではないかとという懸念があります。

これについては、合併前に3町村間で十分協議し、合併後の全町的な均衡ある発展に向けた基盤整備や施設整備、主要施策の方向性について検討・調整し、新町建設計画に反映させていくことや「地域審議会」の設置をはじめとする、地域住民の意見を十分に反映する仕組みづくりを進める必要があります。

役場の位置変更による利便性低下の懸念について

役場が遠くなり、不便になるのではないかと？

3町村が合併すると、広大な行政区域を有することになりますが、役場（本庁）の位置は一つに定めなければなりません。このため、新町役場が置かれる町村以外の町村は、役場までの距離が遠くなり、住民サービスを受けにくくなったり、不便になったりするのではないかとという懸念があります。

これについては、新町役場以外の町村役場は合併後に支所となりますが、現行役場組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所とすることで、これまでの機能がほとんど残ることや公共施設のIT化などにより、大半の住民サービスについては、現在の町村役場（総合支所）で対応することが可能となります。

各地域への愛着や独自性の消失への懸念について

各地域への愛着や独自の歴史・文化・伝統などが失われたり、地域のコミュニティが衰退したりするのではないかと？

3町村では、それぞれの町村において個性ある歴史や文化、伝統芸能・行事、住民活動等を育んできました。これらは地域としてのアイデンティティ（独自性）でもあり、コミュニティそのものでもあります。合併により行政区域が広がることによって、これらが失われてしまうのではないかとという懸念があります。

これらについては、行政区域が広がることと、愛着心や独自性、コミュニティ機能が低下することとは全く別のことで、地域の歴史や文化、伝統は、その地域に住んでいる人々が醸成していくことにより、将来にわたって維持されるものと考えられます。

このため、それぞれの地域・コミュニティが住民による個性ある地域づくりにより継続され、さらに発展していくことができるよう支援していくことが必要であり、合併前に3町村間で十分協議し、地域・コミュニティの自立的な活動を支援・促進する仕組みや、各地域の歴史・文化、伝統等を保存・継承する施策について検討・調整が必要となります。

#### 行財政の効率化に関わる問題について

行財政の効率化により行政サービスの低下につながらないか？

合併は「最大の行政改革」ともいわれており、行政組織の再編や経費の削減を中心に行財政の効率化が合併の大きな効果としてあげられますが、既存の組織体制を踏襲したままでの人員削減を中心とした方法では、行政サービスの低下につながる懸念があります。

したがって、行財政の効率化は、職員の意識改革と資質の向上、事務の効率化、行政サービスの適正化などを踏まえた総合的な視点から、住民ニーズを重視した行政運営の展開と簡素で効率的なシステムを構築するため、行政評価システムの導入など計画的・段階的な改革によって進めていく必要があります。

また、行政サービスの維持・向上を図りながら合併を実現するためには、本庁と支所等との適正な役割・機能分担、情報ネットワークの強化を進める必要があります。

さらに、財政については、主要財源である地方交付税は、合併による財政支援措置があるものの、今後も減少が予想され、その影響への懸念もあります。

財務体質の問題は規模拡大のみで自動的に解決するものではないことから、目標を設定した計画的な財務体質の強化を進める必要があります。

## 4 新町の将来像と方向性

3 町村の総合計画の内容は、環境保全、住環境、道路交通網の整備など生活環境に関わること、農業、商業、工業など各分野の産業振興に関わること、社会福祉や交通安全、消防など福祉・保健・防災に関すること、生涯学習、社会教育、歴史文化など教育・文化・スポーツに関すること、男女共同参画や地域間交流などコミュニティ・交流に関すること、住民参加、広域行政など行政運営に関することが基本となっており、目指すべき地域の将来像、方向性に大きな相違点はありません。

任意合併協議会では、法定合併協議会への移行の判断材料となりうるものとして、現時点で可能な限り想定される合併後の新町の将来像と方向性を次のとおり取りまとめました。

### 北海道に誇れる特色ある足腰の強い農林業のまち

- ・ 食糧基地としての役割を担い、北海道に誇れる特色ある農業地帯を構築する
- ・ 生産物の流通システムの合理化や経営ノウハウの共有を図り、先進的な農業経営を目指す
- ・ 畑作・畜産・特産農作物など、それぞれの地域の特色を生かした農業振興を目指す
- ・ 様々な役割を担う森林の役割を再認識した林業の活性化を図る

### 保健・医療・福祉が充実した健康と安らぎに満ちたまち

- ・ 高齢者・心身障害者・母子父子家庭などに配慮した人にやさしいまちづくりを目指す
- ・ 地域医療・予防医療に力点を置き、健康で生き生きとした住民生活を目指す
- ・ 民間活力を最大限に活用した保健・医療・福祉施策を展開するとともに、在宅福祉の充実を図る
- ・ ボランティアやNPO法人などの育成を図る

### 生涯学習・生涯教育が充実した子供たちが夢を描けるまち

- ・ 生涯学習・生涯教育を充実させ、自ら学ぶことができる環境づくりを進める
- ・ 誰もが健康で心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツや芸術文化の振興を図る
- ・ 高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりを目指す
- ・ 次世代を担う子供たちが夢を描けるような教育環境づくりと、人材の育成に努める

### 特色ある商工業の発展と観光ゾーンが機能的に結びついた魅力あるまち

- ・ 大型商業施設と小規模な商店街の共生を図るとともに、町内流通の活性化を図る
- ・ 基幹産業である農業との協調により特色ある商店街の形成を図る
- ・ それぞれの地域の観光ゾーンを機能的に結びつけ、十勝を代表する観光拠点を目指す
- ・ 企業の育成と、新たな企業立地がしやすい環境整備を図り、働く場を拡充する

### 住みやすい生活環境を整えた自然にやさしいまち

- ・ 自然保護に力を注ぎ、自然を生かしたまちを形成する
- ・ リサイクルを促進し、自然にやさしいまちを形成する
- ・ 公園緑地を整備し、花と緑あふれる美しいまちを形成する
- ・ 上下水道・ゴミ・し尿処理などの生活環境を整備し、快適なまちを形成する

### 地域格差の解消ときめ細かな行政サービスを展開するまち

- ・ 高度情報化通信社会への対応として公共施設のIT化を進め、きめ細かな行政サービスを展開する
- ・ 地域における行政手続などに不便を来さないような体制づくりをする
- ・ 専門職員の充実で、時代に即応した様々な住民ニーズに対応する
- ・ 地方分権への対応と、他町村にない特色ある行政サービスを展開する

### 災害のない安心して暮らせるまち

- ・ 消防・防災体制の強化と機能的・効率的な運営に努める
- ・ 救急体制の整備を図り、安心して暮らせるまちを形成する
- ・ 災害時の迅速な対応と、救助活動等の体制づくりを強化する
- ・ 火災やその他の災害における予防対策を充実し、災害のないまちを形成する

### 都市と農村が共生する住民との協働のまち

- ・ 地域の特色あるまちづくりやイベントなどを生かし、元気で活気あるまちを形成する
- ・ 都市と農村が共生し、人と人がふれあうまちを形成する
- ・ 住民同士の絆を深め、ともに助け合い、ともに幸せを分かち合うまちを形成する
- ・ 住民と情報を共有し、住民参加による住民との協働のまちづくりを推進する

### 住宅関連事業と定住促進による発展性のあるまち

- ・ 住宅関連事業に力を注ぎ、住民の生活水準の維持向上を図る
- ・ 定住促進事業を展開し、流出人口の歯止めと人口の流入を促進する
- ・ 人口の増加につながる地域振興策をうちだし、発展性のあるまちを形成する
- ・ 情報ネットワークやインターネットを活用し、まちの情報発信に努める

### 健全な財政運営に努めるまち

- ・ 恒久的な行政サービスを一定水準維持するため、財政計画に沿った事業を展開する
- ・ 行政改革・行政評価などを徹底し、効率的で健全な行財政運営を図る
- ・ 健全財政を進める一方で、住民の生活水準の維持に努める
- ・ 住民の理解のもと「住民負担の公平化」と「受益と負担の原則」による行政サービスを展開する

## 5 国・道からの財政支援

町村は、合併することによって諸経費の節約が可能になるなど、より効率的な行財政の運営が可能になりますが、その一方で、合併直後は新しいまちづくりなどのために多額の経費を要することとなります。

そこで、合併直後の町村におけるまちづくりを支援するとともに、その行財政基盤の強化を図るために、国や道から次のような特例的な財政措置が講じられることとなっています。

合併市町村補助金（国） 2億7,000万円（3年間の合計上限額）

平成17年3月31日までに合併した町村を対象に「市町村建設計画」に基づいて行う事業で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業について、人口規模により算出される合併町村ごとの額の合計額を上限として3年間で限度として補助が行われます。3町村の場合、3年間の合計上限額で2億7,000万円になります。

合併支援補助（道）

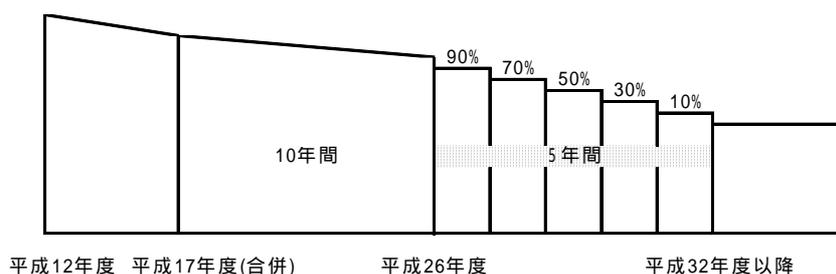
平成17年3月31日までに合併した町村を対象に「市町村建設計画」に基づいて行う事業で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業に2分の1の補助率で補助が行われます。

上限額 ハード系 2億円/事業  
ソフト系 2,000万円/事業  
下限額 ハード系 1,500万円/事業  
(合併特例債を利用する事業は1,000万円/事業)  
ソフト系 500万円/事業

普通交付税

- 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）  
合併直後に必要となる、行政の一体化（コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）や住民サービスの水準等の調整等に要する経費について、通常の普通交付税に上乘せが行われ、合併後5年間で均等に措置されます。3町村の場合、5年間で3億1,000万円になります。
- 普通交付税の算定の特例措置（合併算定替）  
合併後10年間は、合併がなかったとして旧町村ごとに算定した額の合算額（以下「合算額」という。）を下回らないよう保障されており、さらにその後5年間は、合算額との差額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられています。

普通交付税の激変緩和措置（率）



## 特別交付税

- ・ 合併に対する特別交付税措置

合併年度又はその翌年度から3年間にわたり、ア)合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、イ)公共料金格差是正、ウ)公債費負担格差是正、エ)土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要について、特別交付税により包括的に措置されます。3町村の場合、3年間の合計上限額で4億2,000万円となります。

- ・ 合併移行経費に対する特別交付税措置

合併関係町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併関係町村の合併の議決のあった日から合併の期日までに要する電算システム統一等の経費について、特別交付税措置が講じられます。総務大臣が調査した額の5割が対象となります。

## 地方債

- ・ 合併推進債

道から合併重点支援地域の指定を受けた場合、合併推進に資するための公共施設整備の単独事業に要する経費については、原則事業開始年度以降3カ年度以内に限り、合併推進債を起すことができ、充当率は対象事業費の概ね90%で、元利償還金の50%が普通交付税で措置されます。対象事業費のおおむね9割が対象となります。

- ・ 合併特例債

「市町村建設計画」に基づいて行う一定の公共施設の整備事業に要する経費や地域住民の連帯強化等のための基金積立に要する経費については、合併特例債を起すことができ、充当率は対象事業費の95%で、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。3町村の場合、109億7,000万円が上限額となります。

建設事業についての起債可能額 94.1億円(うち70%普通交付税算入)

基金造成についての起債可能額 15.6億円(うち70%普通交付税算入)

## 第4 住民の意向把握

### 1 住民説明会、関係団体との意見交換及び出前講座での意見、質問等

任意合併協議会では、協議結果を要約した『これからの「まち」づくり』（ダイジェスト版）を作成し、幕別町、更別村及び忠類村の全世帯に配布するとともに、10月初旬から11月下旬にかけて、住民説明会、出前講座、公共的団体との意見交換会などを開催し、住民の意向把握に努めました。

これら住民説明会等においては、ダイジェスト版の内容に対する質問をはじめ、合併の是非、合併協議の枠組み、法定合併協議会移行後の協議事項など様々な意見・要望が出されましたが、これらを集約すると次のようになりました。

#### (1) 合併の是非に関すること

心情的には反対だが、財政事情が悪化し、国が進める制度にのっていかないと町財政が持たないのが現実であるから、合併せざるを得ないと理解している。細々でもいいから住民自治という形で、頑張れるところまで頑張っていよいよどうにもならなかったら、編入ということでもやむを得ないと思う。

折角対等合併という好条件を提示してもらったのだから、それなりに自分達の意見を充分に言って前向きに進むべき。

合併の検討については興味を持ってきた。こういう資料を作って、検討した結果がこういうことだから、合併に向かって進むべきと思う。

合併は致し方ないものとする。対等合併とは言いながら人口格差が大きいので、吸収の部分が出てくるのではないかとということが心配だ。更別村としてしっかりと、地域が衰退しないような形でお願いしたい。

基幹産業が農業という認識を持って協議していると思うが、農協の動きの中で東部地域とのつきあいが無く澱粉工場は南工連、小麦施設なども南十勝でやっている現状があり、農業者としては戸惑いがあるのが現実である。

#### (2) 合併協議の枠組みに関すること

財政シミュレーションは、国が考える三位一体改革を考えると、20年後にそうなるかは疑わしく、中途半端に一つ二つの町が合併しても財政的に楽にはなると思われず、道州制の話もあることから、十勝1市を協議すべきではないか。

人口、面積、すべての面で幕別が突出している。大きな町は変わらないということだが、やはり小さな更別、忠類を大事にしなければならないということが、対等合併の基本と思う。大切にしながら進めて欲しい。

更別村の一部でこの枠組みに反対する動きがあり、そのことで法定協への移行が1カ月ほど遅れるというのも止むを得ないと思う。しかし、この枠組みが崩れたら、大樹の枠組みに入ることもできないし、自立することもできない。最悪、更別がどうあれ、この枠組みを堅持するという姿勢が大事だと思うし、その意思を表明することが大事だと思う。



参加者からは、単独を望む声や3町村以外の枠組みを支持する発言など、3町村の合併に関して疑問視する意見もありましたが、法定合併協議会設置を前提とした協議会の運営方法や協議項目の内容に関する意見・要望、法定合併協議会に臨む町村内の意見集約体制の構築に関する意見が数多く出され、3町村を通じて、法定合併協議会設置を容認する意向が大勢を占めていることがうかがわれました。

## むすび

以上の任意合併協議会で協議された結果から、3町村が合併することにより、今後ますます進行するであろう少子高齢化への対応や、国・道からの権限委譲に対応できる基礎的自治体となりうることを期待できます。

一方、財政シミュレーションの面では、単独の場合には、いずれの町村も近い将来赤字経営を余儀なくされることとなりますが、合併した場合には、国・道からの財政支援を有効に活用することにより、厳しいながらも自治体として存続することが可能という推計結果となりました。

また、任意合併協議会における協議結果を踏まえて開催された住民説明会、出前講座、公共的団体との意見交換会などにおいては、3町村の合併に関して疑問視する意見もありましたが、法定合併協議会設置を前提とした協議会の運営方法や協議項目の内容に関する意見・要望、法定合併協議会に臨む町村内の意見集約体制の構築に関する意見が数多く出され、3町村を通じて、法定合併協議会設置を容認する意向が大勢を占めていることがうかがわれました。

このような点に加え、日頃から行政に寄せられる住民の意見を総合的に勘案し、合併に関する協議については、法定合併協議会に議論の場を移すべきものと考えられます。

## 【参考資料】

### 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約

(設置)

第1条 幕別町、更別村及び忠類村(以下「関係町村」という。)は、市町村合併の基本的事項等について協議するため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 協議会は、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 関係町村の合併に関する基本的事項
- (2) 合併にかかわる調査研究に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、幕別町に置く。

(委員)

第5条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 関係町村の長及び助役
- (2) 関係町村の議長及び各議会が選出する議員1名
- (3) 関係町村の長が推薦する関係町村の住民2名

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、関係町村長の協議により、関係町村の長のうちからこれを選任する。

3 副会長は、前項の規定により、会長に選任された者を除く2名をもって充てる。

4 監事は、委員の互選により、これを選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

( 幹事会 )

第9条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費の負担 )

第11条 協議会に要する経費は、関係町村が均等に負担する。

( 財務に関する事項 )

第12条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 監査 )

第13条 協議会の出納は、監事が監査する。

2 監事は、前項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

( 報酬及び費用弁償 )

第14条 会長、副会長、委員及び監事の報酬及びその職務を行うために要する費用弁償の支給等については、会長が会議に諮りこれを定める。

( 協議会解散の場合の措置 )

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

( 補則 )

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年8月21日から施行する。

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会委員

区分	町村名	職名等	氏名	役職
1号委員 (首長・助役)	幕別町	町長	おかだ かずお 岡田 和夫	会長
	更別村	村長	やすむら とよじ 安村 豊治	副会長(職務代理者)
	忠類村	〃	えんどう せいいち 遠藤 清一	副会長
	幕別町	助役	にしお おさむ 西尾 治	
	更別村	〃	えもと しんきち 江本 信吉	
	忠類村	〃	へんみ としお 邊見 敏夫	
2号委員 (議会)	幕別町	議長	ほんぼ まさよし 本保 征喜	
	更別村	〃	わたなべ はるお 渡辺 春雄	監事
	忠類村	〃	すぎさか たつお 杉坂 達男	監事
	幕別町	議員	こうけつ たろう 纈纈 太郎	(議会市町村合併調査特別委員会委員長、副議長)
	更別村	〃	ほんだ よしひろ 本多 芳宏	(議会市町村合併調査特別委員会委員長)
	忠類村	〃	さいとう じゅんきょう 齊藤 順教	(議会市町村合併問題調査特別委員会委員長)
3号委員 (住民)	幕別町	住民	ただ じゅんいち 多田 順一	(市町村合併町民検討会議会長)
	〃	〃	わかばら てるお 若原 輝男	(市町村合併町民検討会議副会長)
	更別村	〃	はやしなか たてお 林中 建夫	(元合併検討住民会議会長)
	〃	〃	すずき えいじ 鈴木 英治	(元合併検討住民会議副会長)
	忠類村	〃	かえりやま たかお 帰山 孝夫	(元村づくり検討住民会議会長)
	〃	〃	むらかみ とみじ 村上 富二	(元村づくり検討住民会議副会長)

## 財政シミュレーション資料

合併後の新町において行財政基盤がどのようになるのかということは、新しいまちの将来像にも大きく関わることから、合併の是非を判断するうえで、大変大きなウェイトを占めると考えられます。協議会では、一定の条件のもと、合併しなかった場合、合併した場合を比較・検討しました。

### 1 シミュレーションの基本的考え方

財政シミュレーションにあたっては、以下3点を基本的な考え方としました。

退職職員の不補充や普通建設事業の圧縮など、行政改革の考え方をある程度は見込んでいますが、使用料・手数料等の受益者負担、補助金の整理統合など今後予定されるものであっても、現段階で未定のものを見込んでおらず、現時点での制度を基に将来予測を行いました。

収入や支出の個別項目をある程度まとめるとともに、一定の増減率を使って推計する手法を用いました。

三位一体の改革による税財源の移譲など、現時点で内容が不明な制度の改正については考慮していません。

## 2 合併しなかった場合の推計

推計の前提としては、

各町村の平成14年度の決算額を基本に推計しました。

地方交付税については、平成14年度、15年度実績を参考に、引き続き削減されるものとし、人口増減に伴う影響額を勘案して推計しました。

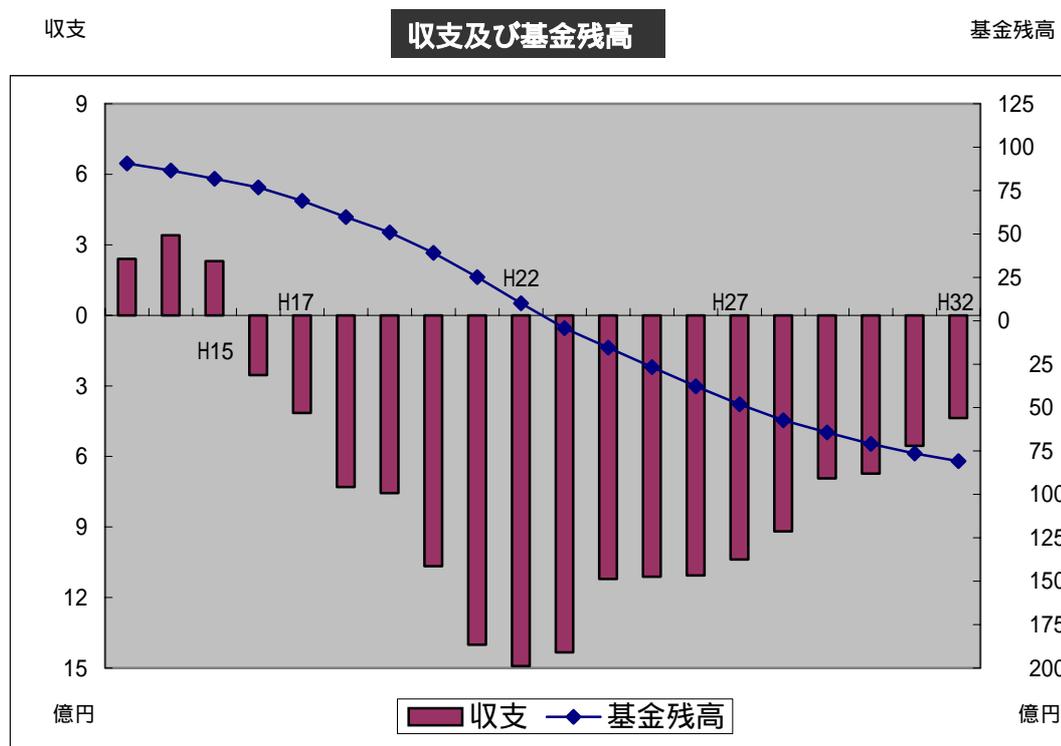
地方債のうち臨時財政対策債については、引き続き、平成16年以降21年度までの間、段階的に縮小し発行するものとして推計しました。

歳出の人件費については、平成15年4月1日現在の職員数を基本に、定年退職者数に対し一定の補充率で採用者数を積算しました。

投資的経費については、各町村で計画している事業を合算しました。

シミュレーションの結果は、3町村が合併せず単独で運営した場合、幕別町は平成21年度、更別村は平成27年度、忠類村は平成23年度に基金が底を尽き、赤字になることが推計され、3町村個々のシミュレーションの合算によると、平成16年度以降歳入不足となり、ピークの平成22年度には15億円不足になります。基金残高は平成23年度に赤字となり、平成32年には累積赤字が80億円になることが推計されました。

### 合併しなかった場合（3町村合計）



### 3 合併した場合の推計

推計の前提としては、

3 町村が合併しなかった場合の推計をベースに、人件費の削減や国・道からの合併支援策等を考慮して推計しています。

歳入の地方交付税については、平成17年度以降は合併による算定替が行われるものとし、また、合併特例債などの償還費に対する交付税措置についても、考慮しています。

歳出の人件費については、1カ所に本庁舎を置き、他の2カ所に総合支所を置くこととして、類似団体修正値を基に必要職員数を試算しました。

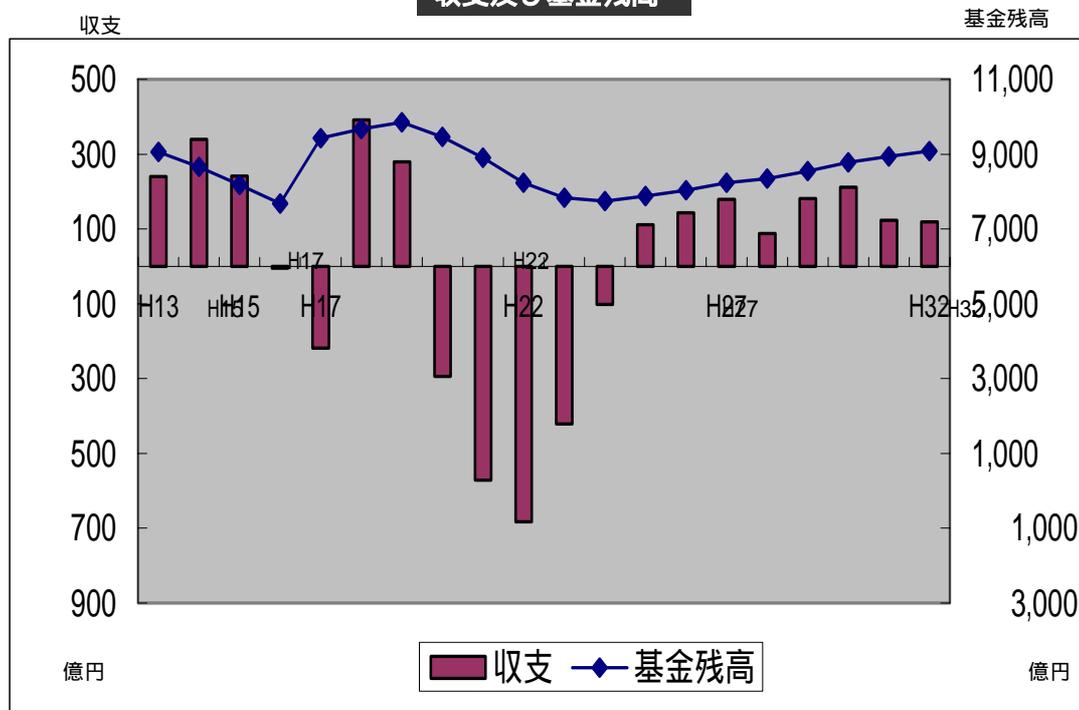
物件費・補助費などは、合併により必要となる臨時的経費と削減できる経費の両方を試算し推計いたしました。

投資的経費については、3 町村で既に債務負担行為などで支出が確定している費用に加え、最低限必要な事業費を試算し推計しました。

シミュレーションの結果は、平成20年度から平成24年度までは、3 町村の財政悪化が著しい時期に重なっており、また合併効果が完全に表れていないため、収支が赤字になる厳しい財政運営が予測されますが、平成25年度以降は、人件費の削減などの合併効果により収支が改善され、基金残高も合併の水準にほぼ回復する推計となりました。

#### 合併した場合（新町）

#### 収支及び基金残高



このように、3 町村単独では、それぞれ早晚基金が底をつく財政推計となっていました。合併することにより、厳しいながらも、健全な財政運営を行うことが可能という推計となりました。

【参考】

合併しなかった場合（町村別）

幕別町

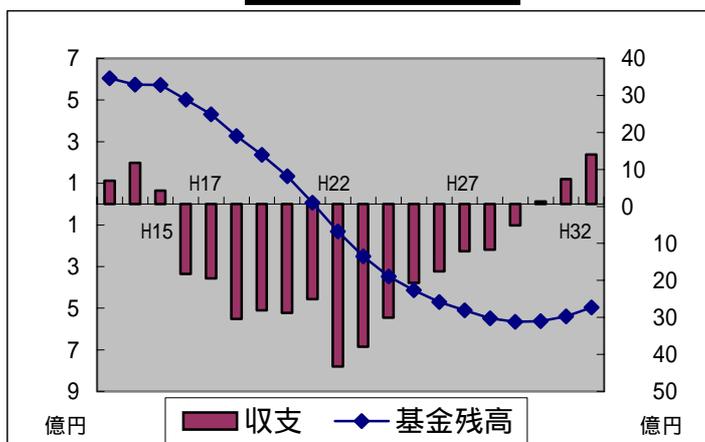
普通会計	平成14年度歳入決算額	135億2144万円
	町民1人当たりの歳入額	53万円
	平成14年度歳出決算額	133億2319万円
	町民1人当たりの歳出額	52万円
預金 (基金)	基金残高	32億9043万円
	町民1人当たりの基金残高	13万円
借金 (地方債)	地方債残高	212億7261万円
	町民1人当たりの地方債残高	84万円

基金残高には、財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び目的基金を含む

収支

収支及び基金残高

基金残高



更別村

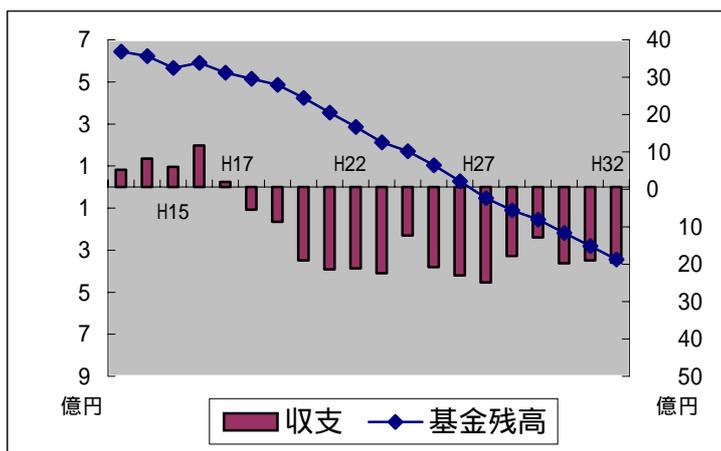
普通会計	平成14年度歳入決算額	47億2121万円
	村民1人当たりの歳入額	138万円
	平成14年度歳出決算額	45億8571万円
	村民1人当たりの歳出額	134万円
預金 (基金)	基金残高	35億6254万円
	村民1人当たりの基金残高	104万円
借金 (地方債)	地方債残高	58億9994万円
	村民1人当たりの地方債残高	172万円

基金残高には、財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び目的基金を含む

収支

収支及び基金残高

基金残高



忠類村

普通会計	平成14年度歳入決算額	29億1940万円
	村民1人当たりの歳入額	158万円
	平成14年度歳出決算額	29億1326万円
	村民1人当たりの歳出額	158万円
預金 (基金)	基金残高	18億1242万円
	村民1人当たりの基金残高	98万円
借金 (地方債)	地方債残高	35億1077万円
	村民1人当たりの地方債残高	190万円

基金残高には、財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び目的基金を含む

収支

収支及び基金残高

基金残高

